

特定非営利活動法人日本小児がん看護学会評議員選挙告示

2020年4月25日

特定非営利活動法人日本小児がん看護学会選挙管理委員会
選挙管理委員長

記

1. 選挙人および被選挙人の資格

- 1) 特定非営利活動法人 日本小児がん看護学会定款細則第4条により、入会年度を含めて1年を経過し、選挙を行う年度までの会費を選挙人名簿作成の2020年5月末日までに完納した正会員を選挙人とします。
- 2) 同様に、細則第4条により、上記選挙人のうち入会年度を含めて3年を経過し、選挙を行う年度までの会費を選挙人名簿作成の2020年5月末日までに完納した正会員を被選挙人とします。

2. 選挙の実施方法

- 1) 評議員は、東日本地区（新潟・長野・静岡から東側）と、西日本地区（富山・岐阜・愛知から西側）の2地区に分けて選挙を実施し、30名を選出します。2020年5月末日時点での会員の人数割合に合わせて評議員の選出人数を決定します。
- 2) 評議員の選出にあたり、活動の主体が「臨床・実践」と「教育・研究」の会員がどちらも定数の五分の一以上含まれることとします。
- 3) 選挙はWEB上で行い、無記名とします。選挙人が属する地区の定数以内を投票してください。
- 4) 選挙期間は、7月1日～31日までとします。開票は8月上旬に行います。
- 5) 選挙結果は、2020年8月末日までにホームページ上で発表します。

以上

なお、評議員に選出された会員の方には、メールで通知を致します。評議員の任を承諾してくださった方は、2020年10月の評議員会に出席して頂く予定です。どうぞよろしく願いいたします。